

社。故其神戶有忌部氏。又手置帆負命之孫造才等、其裔今分社、讚岐國每年調唐之外貢八百才等、是其事等之證也。古老の口碑に曰く、手置帆負命の孫小民命御道命相與に天富命に従ひ、専ら東土を開かれたる際、祖神手置帆負命を莫越山に鎮め祀り、彦狹知命を合せ祭られたるなりと。當社は即ち延喜式神名帳に所載の安房國六座の内朝夷郡四座とある其の一にして、手置帆負命、彦狹知命は大造營及び木工諸匠の始祖にして、人民家屋に安住する事、偏に此の大神の神徳と奉畏て小屋安大神と稱す。又彦火々出見尊を神梅大神と稱する故は、其の太子蒼不合尊を愛し給ひ、加微宇免理と詔ひし故を以て神生大御神と稱す。今梅の字を用ふるは借訓にて、此の神の名を以て自然地名に稱呼す。豊玉姫命は彼の太子を生座すること、甚だ安須良計久座すと申すことに依て子安大神と稱し、蒼不合尊は御名を母に問ひて名附給ふ。故を以て問子神社と奉稱の由社記にあり。

萬葉集第十 讀人不知。吾瀬子乎、莫越山能喚子鳥、君喚變瀬、夜之不深刀爾。拾遺集山邊赤人。わがせこはならしの岡の喚子鳥、君よびかへせ夜のふけぬとき。是即ち莫越山の稱の因つて來ること久し。

社殿は往古山中四ヶ所別殿に鎮座せしが、享保九年社殿造營の時、神梅・子安・問子の三神を合祀し之を新宮と稱し、小屋安神を本宮と稱しけるを、天保年間に四座同殿に合祀る。社領は往古神地神戶等若干有りし由にて、近傍山野田圃の地名にも命婦屋敷、夏羅田、油田、櫛田、正月田、花折田、鼓田、幣田、神服畑、麻績場山（今俗にマハ山といふ往古麻を積）神原（往古神戶原と稱せしといふ）壱戸（往古壱を造りし）楯野（山林に建つ古跡なり稱名と云ふ）笠野（笠野の古跡）などあり。今に土人相唱ふ。又社記に朝夷郡梅郷とあり。棟札等に

も神梅郷と有りて、古は一の郷名なりと云ふ。村を久津見と稱するは工積の訓義にして、今吾見と書くは只字の書安きに随ふと云へり。治承年間、源頼朝卿祈願の事有つて神田二拾町を寄附せられ、其の後兵亂の爲め追々衰廢に及ぶと雖も、慶長年間迄は古來神領の内高三十石餘の地所寄附あり。増田右衛門尉檢地の際之を沒收せるに依り、其の神田も亦斷絶し、元和二年徳川幕府より三石の社領を寄附せらる、明治三年庚午十二月上地。

大正四年九月廿二日、本縣の許可を得て、全村吾見字入臺一、五九五番地無格社八幡神社、全所安馬谷二五四二番地無格社神明社を本社に合祀す。

八幡神社

吉尾村吉保に鎮座す。境内八百七十五坪、地域平坦なるも老松枝を交へ、神境自ら森嚴なり。譽田別命を祀る。

由緒

吉保郷の鎮守にして、人皇五十三代淳和天皇の御宇天長六己酉奉勸請、御相殿に右の方天穗日命、左の方素佐之男命、國家鎮護の社也。別當は大川面善能院、足利尊氏の時右の爲別當故四十餘石の朱印を附せらる。然るに此の寺火災に罹り社領空しくなり、其の後國主里見安房守從類緒形加賀守藤原茂次、此の社を祈願所と號し靈驗あり。文安年中茂次の再建、其の後天明の頃、氏子の熱誠遂に社殿を營繕せり。今の本社是なり。

爾後時の地頭間宮新左衛門より維新の際迄、御供米年々壹俵宛被下、並に祭道具弓壹張、陣笠壹蓋